

「居宅介護サービス」「重度訪問介護サービス」重要事項説明書

坂祝町社協指定居宅介護事業所
(岐阜県指定 第2111300147号)

当事業所は、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「居宅介護」及び「重度訪問介護」を提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※「居宅介護サービス」及び「重度訪問介護サービス」の利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1・2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供する居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスと利用料金	2～6
6. 居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの利用に関する留意事項	6～8
7. サービス実施の記録について	8
8. 虐待防止について	8
9. 損害賠償について	8
10. 居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの利用をやめる場合	8・9
11. 苦情の受付について	9
12. 事故発生時の対応について	9
13. 緊急時の対応方法について	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地1
- (3) 電話番号 0574-27-1222
- (4) FAX番号 0574-26-8974
- (5) 代表者氏名 会長 石原 好弘
- (6) 設立年月日 平成5年9月21日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護事業所
岐阜県指定 第2111300417号
- (2) 事業の目的 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者の方々に対して、適切な指定居宅介護サービスを提供することを目的とします。
- (3) 主たる対象者 <指定居宅介護を提供する主たる対象者>
 - 身体障害者（18歳未満の者を除く）
 - 知的障害者（18歳未満の者を除く）

- 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- 精神障害者（18歳未満の者を含む）
- <指定重度訪問介護を提供する主たる対象者>
- 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- 障害児（18歳未満の身体障害者のみ）

- (4) 事業所の名称 坂祝町社協指定居宅介護事業所（平成18年10月1日指定）
- (5) 事業所の所在地 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地1
- (6) 電話番号 0574-27-7911
- (7) FAX番号 0574-26-8974
- (8) 管理者氏名 兼松 右京
- (9) 事業所の運営方針 身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者の方々の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる介助を行います。
- (10) 開設年月日 平成18年4月1日
- (11) 事業所が行っている他の業務 指定訪問介護 平成12年1月23日指定
指定介護予防訪問介護 平成18年4月1日指定
岐阜県指定 第2171300417号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 事業所の所在地から半径5キロメートル以内
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日～土曜日 (原則として12月30日から1月3日までを除くが必要に応じて対応)
受付時間	日曜日～土曜日 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	日曜日～土曜日 8時00分～18時00分

※電話等により、24時間、365日、常時連絡が可能な体制を整え、利用者及びその家族から、営業日ならびに営業時間以外に訪問介護員派遣の要請があった場合には、必要に応じ対応します。

4. 職員の体制

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名			1名
2. サービス提供責任者	1名			1名
3. 訪問介護員		6名	2.5名	2.5名
(1) 介護福祉士		3名		
(2) 訪問介護養成研修1級課程修了者				
(3) 訪問介護養成研修2級課程修了者		3名		

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供する職員として、上記の職員を配置しています。

5. 当事業所が提供する居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスと利用料金

- (1) 「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）
- 当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」を定めて、

サービスを提供します。「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」では、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」及び「重度訪問介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>

① **身体介護**（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

○入浴介助について

…入浴の介助または、入浴が困難な方には体を拭く（清拭）等を行います。

○排泄介助について

…排泄の介助、おむつ交換等を行います。

○食事介助について

…食事の介助を行います。

○体位変換について

…褥瘡予防等のために体位の変換を行います。

○移乗／移動介助について

…移乗の介助、移動時の介助（見守りを含む）を行います。

○更衣介助について

…衣類の交換を行います。

○口腔ケアについて

…食事後の口腔ケアを行います。

○通院介助について

…通院の介助を行います。

○その他必要な身体介護を行います。

※医療行為はいたしません。

② **生活援助**（ご家庭に訪問し、調理・洗濯・掃除などの生活の援助を行います。）

○調理について

…利用者の食事の用意を行います。家族分の調理は行えません。

○洗濯について

…利用者の衣類等の洗濯を行います。家族分の洗濯は行えません。

○掃除について

…利用者の居室の掃除を行います。利用者が使用されていない場所や庭等の敷地の掃除は行えません。

○買い物について

…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。預金・貯金の引き出しや預け入れは行えません。

○その他関係機関や連絡など必要な家事を行います。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳、カードはお預かりできません。）

③ **外出時の移動中の介護**（重度訪問介護のみ）

官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※一日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長

期にわたる外出の介助はいたしません。

④その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上の相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額（契約書第8条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象になります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。5頁に記載する個別減免が適応される場合には、減免後の金額となります。

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

1. サービス利用料金	円
2. うち、介護給付費が支給される金額	円
3. サービス利用にかかる利用者負担額（1－2）	円

※初回利用月のみ、初回加算として200円が加算されます。

※上記、居宅介護サービスの利用料金に特定事業所加算として20%が割増されます。

※上記、居宅介護サービスの利用料金に介護職員処遇改善加算として12.3%が割増されます。

※居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスを緊急に提供した場合に緊急時対応加算として100円が加算されます。

※2人の訪問介護員が共同で居宅介護サービスを行う必要がある場合は、利用者の同意のうえで、通常の2倍の料金をいただきます。

（例）・体重の重い利用者に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為等が見受けられる利用者に対する居宅介護サービスを行う場合

<利用者負担額の上限等について>

介護給付費対象のサービスの利用者負担限度額は上限が定められています。

利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

<償還払い>

事業者が介護給付費の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

<利用者負担の軽減について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の上限月額負担額が設定され、それ以上の負担はありません。

区分	対象となる方	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の方	0円・自己負担なし
低所得1	市町村民税非課税世帯で障害者又は障害児の保護者	15,000円

	の年収が 80 万円以下の方	
低所得 2	市町村民税非課税世帯で低所得者 1 に該当しない方	24,600 円
一 般	市町村民税課税世帯の方	37,200 円

〔社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置〕

○対象となる費用

通所サービス（通所施設、デイサービス）、入所サービス（20歳未満）、居宅介護サービスを利用した際の定率負担分

○対象者

軽減制度は、低所得 1 又は低所得 2 である方のうち、次の要件を全て満たす方が対象となります。

①申請者の世帯の方が、一定の不動産（現在、世帯の方が住んでいる土地・建物）以外の固有資産を持っていないこと

②申請者の世帯の方の収入及び預貯金の額が以下の基準額以下であること

	収入基準額	預貯金等額
単身世帯	150 万円	350 万円
2 人世帯	200 万円	450 万円
3 人世帯	250 万円	550 万円

③申請者の世帯の方が社会通念上、軽減措置の対象とするには不適切と考えられるような資産を持っていないこと

○上記の要件を全て満たすことにより、一つの事業所における上限額が下記のとおり減額されます。

区分	一つの事業所あたりの月額上限負担額
低所得 1	7,500 円
低所得 2	12,300 円 (通所サービスのみの場合、7,500 円)

<障害児の利用負担額の軽減について>

障害児の居宅サービスの負担上限額が軽減されます。

所得区分	負担上限額（月額）
低所得 1	1,500 円
低所得 2	居宅サービス 3,000 円
一般（所得割 28 万円未満）	4,600 円

（3）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第 8 条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービス利用をされる場合は、訪問介護員が訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに 1 ヶ月毎にお支払いいただきます。）

②通院介助において訪問介護員に公共交通機関の交通費などが必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（2）及び（3）の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、請求致しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間の居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関 : めぐみの農業協同組合（坂祝支店）
坂祝郵便局
十六銀行（美濃加茂支店）

イ. 下記指定口座への振り込み

【めぐみの農業協同組合 坂祝支店】

口座名義人 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
会長 石原 好弘

預金種別 普通

口座番号 9207503

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの利用を中止または変更することができます。この場合には居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日（17時15分）までに 申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日（17時15分）までに 申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% （自己負担相当額）

○市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスを追加することもできます。

○訪問介護サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間に訪問介護サービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの利用に関する留意事項

(1) 居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供を行う訪問介護員

居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際の居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替して居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替等（契約書第6条参照）

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者に対して居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) 居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供する居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス」で定められた居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③備品等の使用

居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく場合があります。

(4) 居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス内容の変更（契約書第10条参照）

居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていた居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの実施ができない場合には、居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更した居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの内容と時間に応じた居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス利用料金を請求します。

(5) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに居宅介護事業所へお知らせください。また、訪問介護員やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(6) 守秘義務について（契約書第12条参照）

事業者、訪問介護サービス従事者又は従業員は、訪問介護サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、利用者に緊急な医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、契約の終了に伴う利用者への援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。

(7) 訪問介護員の禁止行為（契約書第13条参照）

訪問介護員は、利用者に対する居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②利用者もしくは家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

③利用者もしくは家族等からの金銭又は物品、飲食の授受

④利用者の家族に対して行う居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供

⑤飲酒、喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合

を除く)

⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く）

⑦その他利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

7. サービス実施の記録について（契約書第11条参照）

利用者に提供した居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

8. 虐待防止について（契約書第23条参照）

事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止のため、行政窓口（坂祝町地域包括支援センター）への報告・相談、成年後見制度の利用支援を行います。また、従事者に対する虐待防止を啓発及び普及するための研修を実施します。

9. 損害賠償について（契約書第14条、第15条、第16条参照）

事業者の責任により、利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の受給者証に記載された有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続して居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

①利用者が死亡した場合

②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

③施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対する居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供が不可能になった場合

④当事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下を参照してください）

⑥事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下を参照してください）

（1）利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書を提出してください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①利用者が入院された場合

②利用者に係る支給決定内容のサービス種別が変更された場合

③事業者もしくは居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスを実施しない場合

④事業者もしくは居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑤事業者もしくは居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも係らずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

11. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

○当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） サービス提供責任者 三馬 益代
 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：15

○第三者委員

山本 秀司 氏（坂祝歯科医院院長） 0574-25-6677
 武山 ひとみ 氏（人権擁護委員） 0574-26-2968

(2) 行政機関その他苦情受付機関

坂祝町役場福祉課（介護保険係）	所在地 岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18 電話番号 0574-26-7111 F A X 0574-27-1808 受付時間 8：30～17：15
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番地1号 電話番号 058-275-9826 F A X 058-275-7635 受付時間 9：00～17：00
岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番地1号 電話番号 058-278-5136 F A X 058-278-5137 受付時間 9：00～17：00

12. 事故発生時の対応について（契約書第22条参照）

事業者が居宅介護サービス及び重度訪問介護サービス提供に際して事故が発生した場合は、医師や家族、居宅介護支援事業所、県・町への連絡等の措置を適切に行います。なお、事故が発生した

際には、その原因を追究し、再発防止のための対策を講じます。

13. 緊急時の対応方法について（契約書22条参照）

居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急車、家族、各関係機関等への連絡をします。

《緊急時の連絡体制》

訪問介護員は、居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供中に利用者に怪我や体調の急変があった場合には、事業所（サービス提供責任者）への連絡を行い、指示を仰ぎ、必要な対応を行います。また、必要に応じて緊急搬送の依頼を行います。事業所（サービス提供責任者）は、家族や各関係機関等、主治医への連絡を行います。

緊急連絡先

【家族】

No.	連絡先（氏名）	続柄	電話番号
1			
2			

【医療機関】

No.	病院名	主治医名	電話番号
1			
2			

令和 年 月 日

指定居宅介護サービス及び指定重度訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅介護事業所名 坂祝町社協指定居宅介護事業所
説明者職氏名 サービス提供責任者 三馬 益代 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービス及び指定重度訪問介護サービスの提供の開始に同意しました。

私は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービスの提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いることに同意しました。

利用者 住 所 岐阜県加茂郡坂祝町

氏 名 印

署名代行者

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は本人の契約意思を確認致しました。

住 所
氏 名 印

(続柄：)

※この重要事項説明書は、厚生省令第171号（平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。